

稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業 実施方針に関する質問と回答

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
1		用語の定義	[構成員]	落札者の決定後、事業者から業務を受託せずに出資のみ行う企業は認められますか。	認められます。
2		用語の定義	[附帯事業]	本施設の運営を行うにあたって、必要となる附帯事業がないと判断した場合は、提案しなくても良いですか。また、附帯事業は、総合評価における審査基準となるのでしょうか。	附帯事業は、応募者の判断になります。 審査基準は、入札説明書等で表示します。
3		用語の定義	[整備・運営委託料]	整備・運営委託料の定義で、「設計、建設業務に係る経費の一部」とありますが、この「経費の一部」の対象とならない区分や金額等をご教示下さい。	建設費のうち、本市が国庫補助金等及び一般廃棄物処理事業債の起債により支払う額以外となります。
4	1	第1章1 (4)	事業目的	「稚内市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」とは、貴市のホームページで公表されている「稚内市一般廃棄物処理基本計画書（平成27年3月）」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	1	第1章1 (5) ①(ア)	事前調査	施設計画・設計に必要な情報が発生した場合、事業者が調査を行わずとも、基本設計・計画時にコンサルが調査されているはずですが、仮に追加事前調査が必要となる場合、事業者が実施しなければならないと思われる調査項目をご教示下さい。	入札説明書等で表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
6	1	第1章 1 (5) ①(エ)	一般廃棄物処理施設設置許可申請手続	一般廃棄物処理施設設置許可申請手続とありますが、BTOであり、市が施設を所有するため、市町村が設置する一般廃棄物最終処分場、つまり設置届ではないでしょうか。4ページ「(12)市が実施する事業」に廃止届が記載されておりますが、設置届も（事業者は当然補佐いたしますが）市が実施すべき事業ではないでしょうか。	本事業は、BTO方式を予定しており事業者が施設建設後、所有権を市に移管した上で引き続き管理運営を行います。 施設建設時は、民間施設として整備することから廃掃法第8条の設置許可により整備し、整備後は、同法9条の5の譲り受けにより市に譲渡となるため当初の設置届は、事業者が行うこととなります。
7	1	第1章 1 (5) ①(オ)	事業範囲	貴市で実施済の生活環境影響調査を開示いただけないでしょうか。	入札説明書等で表示します。
8	1	第1章 1 (5) ①(オ)	事業範囲	市で実施済みの部分について、調査項目および結果が分かる資料をご提示願います。	入札説明書等で表示します。
9	1	第1章 1 (5) ①(オ)	事業範囲	事業者が実施しなければならない項目について具体的にご教示下さい。	入札説明書等で表示します。
10	2	第1章 1 (5) ②(ア)	事業範囲	稚内市バイオエネルギーセンターへの搬入廃棄物の受付は、現在行われている場所から変更することは可能でしょうか。 (新たに設置する埋立対象物の受付と同じ場所で受付を行う提案は可能でしょうか。)	本事業で設置するトラックスケールを受付場所とします。
11	2	第1章 1 (5) ②(ア)	事業範囲	埋立対象物の受付業務において、新埋立地への搬入車両の1日当たり台数・車両仕様をご教示下さい。	平成27年度実績では、一日平均52台となっています。また、バイオエネルギーセンターへの搬入台数は、一日平均で11台となっています。 車両仕様については制限していませんが基本的に

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
					は、パッカー車及び中型平ボディ車、一般乗用車となります。
12	2	第1章 1 (5) ②(ア)	事業範囲	バイオエネルギーセンターへの搬入廃棄物の受付業務において、バイオエネルギーセンターへの搬入車両の1日当たり台数・車両仕様をご教示下さい。	台数及び車両仕様については、No.11を参照してください。
13	2	第1章 1 (5) ②(ア)	事業範囲	埋立対象物の受付業務において、一般市民の直接搬入も行う予定でしょうか。その際1日当たりの台数・車両仕様をご教示下さい。	そのとおりです。 平成27年度実績では、一般市民の搬入台数は、一日平均で23台、最大で33台となっています。 車両仕様については、No.11を参照してください。
14	2	第1章 1 (5) ②(キ)	事業範囲	SPCが警備業法上の業務を受ける場合、SPCに警備業法上の業務登録が必要となり経費が高くなるため、警備業法上の業務は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。御教示願います。	現地職員にて対応可能な一般警備を想定しています。なお、警備会社への委託も可とします。
15	2	第1章 1 (5) ②(サ)	事業範囲	見学者の頻度や1回あたりの人数、対象（一般、小学生など）等の見込みはありますか。	平成27年度の実績では、年間5件程度。 一回当たりの人数は、30名程度で年間150名程度となります。 対象は、小学生、一般市民（町内会等各種団体）となっています。 なお、現処分場供用開始時は、年間30件で470名

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
					の見学となっていました。
16	2	第1章 1 (5) ②(サ)	事業範囲	<p>見学者対応は、受入の是非を含め、市当局の所掌であり、原則、事業者はそのサポートの位置づけと考えるて宜しいでしょうか。</p> <p>なお市当局の都合がつかず事業者のみで対応する際は、本来の業務に支障のない範囲でのみの対応と考えるて宜しいでしょうか。</p> <p>また、見学者対応用の資料が必要な場合、誰がどのように用意すべきとお考えでしょうか。</p>	<p>基本的に見学者対応は事業者が、視察者対応は本市が行うこととなります。</p> <p>なお、見学者及び視察者の受付は、本市が行い事業者の業務に支障のないよう調整を行ったうえで決定します。</p> <p>見学者の対応は事業者となりますので使用する資料等（パンフレット）については、事業者が用意することとなります。</p>
17	2	第1章 1 (5) ②(シ)	事業範囲	<p>②本施設の運営及び維持管理に関する業務 「(シ) その他、本施設の運営・維持管理を実施する上で必要な業務」とありますが、その他に事業者の提案による附帯事業が含まれると考えるてよろしいでしょうか。</p>	<p>附帯事業は、本事業の目的達成のために必要と判断され、事業者の提案により、自らの責任及び費用で実施する事業であることから、事業範囲には含まれておりません。</p>
18	2	第1章 1 (5) ③(ア)	事業範囲	<p>事業期間中に埋立てが完了しない場合、最終覆土業務、覆蓋施設等の撤去等は運営・維持管理期間の延長後に行うものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
19	2	第1章 1 (5)③(イ)	事業範囲	(イ) 覆蓋施設等の撤去とありますが、覆蓋施設等の撤去費は、運営・維持管理費用であり、建設費ではない、との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
20	2	第1章 1 (5)③(イ)	事業範囲	(イ) 覆蓋施設等の撤去とありますが、具体的にどの範囲までを「等」と示されているのかご教示下さい。	事業者提案により設置した覆蓋設備を始め、契約終了後に本市が行う閉鎖管理において不要と判断される設備を想定しています。
21	2	第1章 1 (5)③(イ)	事業範囲	③本事業終了時の措置に関する業務 (イ) 覆蓋施設等の撤去 とありますが、覆蓋施設等は最終処分場の閉鎖まで残存させるという提案は不可と考えてよろしいでしょうか。	埋立終了後、閉鎖まで覆蓋施設等を残存させる場合、破損箇所の補修、倒壊の防止等維持管理が必要となり、その負担が大きいとため、本事業終了時には撤去するものとします。
22	2	第1章 1 (5)③(エ)	事業範囲	事業期間終了（引渡し）とありますが、ここでの引渡しは、3 ページ「(8) 事業のスケジュール」の箇所に記載されている引渡し（権利の移動も含まれていると存じます）とは意味が異なる“本施設からの退去”の意味という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 実施方針 第1章 1 (5) ③ (エ) を「埋立終了から事業期間終了までの間に必要な施設の維持管理業務」と変更します。
23	2	第1章 1 (5)③ (オ)	事業範囲	その他とありますが、想定されている具体的な業務として、どのようなものがありますでしょうか。	入札説明書等に表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
24	3	第1章 1 (8)	事業のスケジュール (予定)	開業準備を行う期間が示されていませんが、開業準備は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	開業準備は、供用開始までに実施されるものと考えます。
25	3	第1章 1 (8)	事業のスケジュール (予定)	本施設の供用開始は平成32年12月となっておりますが、この時点において現処分場は埋立を完了しているという理解でよいですか。 平成32年12月以降、貴市から発生する埋立対象物は、すべて本施設で埋立処分するという理解で良いですか。	そのとおりです。
26	3	第1章 1 (9) 3~7 行目	事業終了時の措置	運営・維持管理期間が短縮若しくは延長される場合は、サービス対価も含めた変更契約を締結するとの理解で宜しいでしょうか。また、短縮・延長の見極め時期はいつ頃を想定されておりますでしょうか。	入札説明書等に表示します。
27	3	第1章 1 (9) 8~9 行目	事業終了時の措置	廃止までの維持管理に関する契約について、埋立終了後は受入業務、埋立作業などもないため、維持管理契約の対象はSPCでなく、水処理施設等の運転維持管理が可能な事業者(会社)と考えて宜しいでしょうか。	水質や施設に何らかの問題が認知される場合は、解決まで引き続きSPCとなりますが、それ以外は、本市が管理するものと考えます。
28	3	第1章 1 (9) 8~9 行目	事業終了時の措置	廃止までの維持管理に関する契約について、廃止までの想定期間をご教示下さい。	廃止までの想定期間は、埋め立て方式や安定化に向けた方策により変化するため想定できません。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
29	3	実施方針 第1章 1 (10) ①	事業者の収入に関する事項	①の施設の設計・建設等に係る初期投資に相当する費用についても、②の施設の運営・維持管理業務に対する対価と同様、「物価変動等に基づき見直される」という理解でよろしいでしょうか。また、見直しの基準となる物価変動等の指標をご教示ください。	入札説明書等に表示します。
30	3	第1章 1 (10) ①	事業者の収入に関する事項	設計・建設等に係る初期投資に相当する費用については、「事業期間中」に支払うとありますが、設計・建設期間が始まる平成30年1月から運営期間が終了する平成42年11月の期間で延べ払いになるのでしょうか。 設計・施工費については、竣工（平成32年11月）の際に決済して頂けないでしょうか。	第7章2(2)に示す建設一部払金を設計・施工期間に支払い、残りを運営・維持管理期間で分割で支払います。
31	3	第1章 1 (10)	事業者の収入に関する事項	覆蓋設備に関する支払について、事業期間中に覆蓋設備を移動する計画の場合、当該移動に要する費用の支払方法はどのようになりますか。 初期投資費用ではないと思われますので、移動を行うタイミングで運営業務の対価として、市から支払がなされるのでしょうか。(SPCが事業期間中に移動費用の資金調達を行うことは難しいため。)	覆蓋設備の移動費用は、運営委託料の固定料金分として支払います。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
32	3	第1章1 (10)②	事業者の収入に関する事項	委託料は「物価変動に基づき見直すことができる」とありますが、これは「固定料金」と「委託料金」の双方に対して見直しができるのでしょうか。また、委託料を見直す場合のインデックスは何を想定していますでしょうか。	固定料金、変動料金の見直しを行います。 詳細は、入札説明書等にて表示します。
33	3	第1章1 (10)③	事業者の収入に関する事項	事業者の収入に関する事項において、「③附帯事業によって生じた収入は、事業者の収入とする」とありますが、附帯事業とはどのような事業を想定されているのかご教示下さい。 また、附帯事業として行ってはいけない事業はあるのでしょうか。	埋立対象物内の未利用資源等の有効活用を想定していますが、これらに係らず応募者の独自の発想による提案を期待します。 法令に違反するもの、社会通念上認められないもの、事業の目的を達成するために必要と判断できない事業は実施できません。
34	3	第1章1 (10)③	事業者の収入に関する事項	「附帯事業」の内容は、制約があるのでしょうか。例えば廃棄物に関連したものに限定されるのかどうかご教示願います。	制約は基本的にはありませんが、法令に違反するもの、社会通念上認められもの、事業の目的を達成するために必要と判断できない事業は実施できません。
35	1、2、4	第1章1 (5)および (12)	事業範囲、市が実施する事業	事業者の事業範囲および市が実施する事業のどちらにも土壤汚染対策法に基づく調査の記載がありません。既に市で実施済みであれば調査結果をご教示下さい。または、事業者選定までに市で実施される予定でしょうか。結果によっては着工までのスケジュールに大きく影響するおそれがあります	土壤汚染対策法に関しては、地歴から土壤汚染対策法に規定する区域に指定されるものとは考えていないため、本市で実施済みの調査はありません。ただし、土壤汚染対策法に規定されている届出は必要となります。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
36	4	第1章 1 (12) ①	市が実施する事業	国庫補助金の活用を想定されているとのことですが、補助金の規模及び交付時期の目処をご教示下さい。	防衛省の「防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金」を想定しており、交付率は、建設費の5/10。 補助金については、本市が申請者となり上記補助金交付要綱に基づき本市が交付受理することとなります。 事業者への支払時期については、市への補助金の受領とは別となり、各年度末の竣工に係る検査の完了後の支払いとなります。また、本市が補助金を未受理でも契約書に基づき一時金払いとして事業者へ支払となります。 詳細については、入札説明書等にて表示します。
37	4	第1章 1 (12) ②	市が実施する事業	「②本施設の運営及び維持管理に関する業務」の中に「本施設への埋立対象物の搬入」とありますが、収集運搬も含めて稚内市様が行うということで理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
38	6	第2章 2	事業者の手順及びスケジュール	事業者選定の手順及びスケジュールにおいて、提案書の提出と入札が同時だと思われま。審査に当たっては技術評価の公平性のため、開札は技術評価の後が好ましいと考えますが、技術評価と開札の手順は決まっていますでしょうか。	入札説明書等に表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
39	6	第2章2	事業者選定の手順及びスケジュール	スケジュールに、⑮応募グループヒアリングとありますが、どのような形式で行われるのでしょうか（応募者からのプレゼン、選定者からの質疑に対応、など）。	入札説明書等に表示します。
40	8	第2章3(8)	入札説明等に関する説明会及び現地見学会	説明会および現地見学会の参加は1社あたり2名と限定されていますが、別の日時に現地を見学することは可能ですか。	可能です。ただし、事前に市の許可を取ることとなります。
41	8	第2章3(12)	審査通過者説明会（競争的対話）	競争的対話において、応募者側で準備するものはありますか（提案説明のための資料を用意してもよいですか）。また、この場のやりとりは提案審査に影響しますか。	競争的対話は、市と事業者の意志の疎通を図り相互理解のために行われるものであり各段階の質問、提案の是非や評価の場ではないため提案資料等の用意は認められません。 提案審査には影響はありません。
42	9	第2章4(1)1行目	入札参加者の構成等	参加表明書に明記すべき協力会社の具体的な条件は何でしょうか。請負金額に拘わらず事業に関与する全ての会社となると範囲が膨大であると考えます。	用語の定義を参照してください。なお、協力会社として表明されている会社は、他の応募グループに参加することはできません。
43	10	第2章4(2)	応募者の構成員等の資格等要件	競争入札参加資格の登録がない場合、本事業へ参加するためにあらたに登録の申請が可能でしょうか。	平成29年度・30年度の稚内市競争入札参加資格登録は、既に終了しており追加の登録は、認められません。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
44	10	第2章4 (2)	応募者の構成員等の資格等要件	「建築物の工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない」とありますので、本事業に単独の企業（応募企業）で応募することは不可との理解でよろしいでしょうか。	応募企業以外の全てが協力会社となる場合もあることから単一企業での参加が不可能となるとは解釈していません。
45	10	第2章4 (2)①	応募者の構成員等の資格等要件	本処分場と建築物という言葉がありますが、定義をご教示ください。	本処分場は、本事業で整備する施設・設備全体を指し、建築物はこのうち建築基準法で定める施設を指します。
46	10	第2章4 (2)	応募者の構成員の資格等要件	①(ウ)及び(エ)に関して「…10年以上の実務経験を有する者を配置すること。」とありますが、実務経験とは、本件業務である最終処分場の設計に関するものということでしょうか。	土木設計に関するものです。
47	11	第2章4 (2)	応募者の構成員の資格等要件	④に関し、「…平成14年度以降に一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場（管理型）の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有している者であること。」とありますが、管理実績の期間に関する要件はありますか。	管理期間に関する要件は設けていません。
48	12	第2章4 (3)	応募者の構成員等の変更	(2)④において「落札者決定までに、資格等要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする」と記載がある一方、(3)において「やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う」と記載がありますが、これは落札者決定後の取扱いを示しているという理解でよろしいでしょうか。	参加表明書の提出から落札者決定後までの取扱いを示します。具体には上記の期間に第2章4(1)(2)の要件を満たしつつ、やむを得ない事情が生じた場合を示します。例えば、構成員・協力会社が合併や倒産した場合などが該当します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
49	12	第2章4 (3)	応募者の構成員等 の変更	参加表明書により、応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則認めない。となっておりますが、例として協力会社にとってやむ得ない事情で変更が許されるとすれば、どのような事項が想定されるでしょうか。	No.48 を参照してください。
50	12	第2章4 (3)	応募者の構成員等 の変更	「応募グループの構成員および協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。」とのことですが、代表企業がやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議し、代表企業を替えて応募することはできるのでしょうか。	代表企業の変更はできません。
51	12	第2章4 (3)	応募者の構成員等 の変更	応募グループの構成員および協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。」とのことですが、「やむを得ない事情」とは、どのような事情を想定しているのでしょうか。	No.48 を参照してください。
52	12	第2章5 (3)②(ア)	基礎審査	基礎審査項目である入札価格の確認について、基礎審査で行う入札価格の確認は、応札額が予定価格を超過していないことの確認でしょうか。	入札説明書等にて表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
53	14	第2章6 (2)	特別目的会社の設立等	本施完成後に特別目的会社の所在地を本施設に置いてもよろしいでしょうか。	事業敷地内に SPC の所在地の登記はできません。
54	14	第2章6 (2)	特別目的会社の設立等	「市の事前の書面による承諾がある場合を除き・・・一切の処分を行ってはならない」とありますが、事業者の資金調達に際して金融機関から担保権の設定等を求められた場合には、貴市の承諾を得られるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
55	14	第2章6 (2)	特別目的会社の設立等	特別目的会社の設立に当たり、事業期間を通して構成メンバーが変わらなければ、構成企業の各々の強みを生かすため、事業期間内で、出資比率や代表企業の変更は可能でしょうか。 他事業で下記の実績があります。 例) 設計・建設期間 : 建設企業が代表企業、 運営・維持管理期間 : 維持管理担当企業が代表企業	出資比率の変更は可能ですが、代表企業の変更はできません。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
56	14	第2章 6 (2)	特別目的会社の設立等	「附帯事業は、本事業の目的を達成するために必要と判断された場合に実施できる」と記載されていますが、市が想定されている附帯事業がありましたら例示いただけますでしょうか。また、本事業の目的を達成する範囲とは、どのような範囲を想定されているのかご教示ください。	No.33 を参照してください。 本事業の目的を達成する範囲は、第1章1(4)及び第4章2の考え方に資する範囲を想定しています。
57	14	第2章 6 (2) 5~6 行	特別目的会社の設立等	附帯事業の要件として、「本事業の目的を達成するために必要と判断され」との記載がありますが、本事業の目的である市の一般廃棄物処理基本計画で明記されていない内容については、附帯事業とはみなされないと考えてよろしいでしょうか、ご教示下さい。	稚内市一般廃棄物処理基本計画に明記されていない内容であっても、附帯事業となります。応募者の独自の発想による提案を期待します。
58	16	第3章 4 (3) ①	モニタリングの実施時期及び概要	①実施設計時、市は設計確認を行う旨の記載がありますが、実施時期および実施回数を具体的にご教示下さい。	入札説明書等で表示します。
59	16	第3章 4 (4)	性能未達の場合における措置	施設性能を決定する上で、現在提示されている要求水準書(案)では、施設設計の前提となる条件が不足し、性能設定しかねます。 「予想浸出水量」「左記浸出水の予想性状(BOD, SS, T-N 等)」以上、最低限この2項目が公表されないと、より実態に則した入口条件を設定する	水量については、埋立地形状により変化するので事業者提案事項とします。 原水水質は、現状の原水水質を入札説明書等で表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
				<p>ことが不可能であるため、上記2項目をご教示下さい。</p> <p>(理由)</p> <p>1. 設計条件が各社ばらばらで設計されることになり、P6 事業者選定の方法に記載の競争性の担保および公正性の確保ができない</p> <p>2. クローズド型処分場の最大の利点は、「計画的な散水により安定的な水処理が可能」「雨水等を考慮せずコンパクトな設備構成」であり浸出水の調整機能が小さくなるため、流入設計条件を超過した際、浸出水処理が不可能となる。</p>	
60	17	第4章 1 ①②	建設予定地、事業用地面積	<p>事業用地面積について、「資料 1-3 事業用地範囲図」に示されている赤枠範囲が5.1ha でしょうか。</p> <p>また、総面積約10.4ha に該当する用地境界を地形図上でご教示下さい。</p>	<p>赤枠範囲が約5.1ha となります。</p> <p>総面積約10.4ha に該当する用地境界は、入札説明書等で表示します。</p>
61	17	第4章 1 ⑤	埋立容量	<p>埋立容量が既存施設の半分程度ですが、埋立年数は既存施設と同様の10年を予定されています。本事業の運営期間が10年となる根拠（既存施設との違い）をご教示下さい。</p>	<p>稚内市一般廃棄物処理基本計画(平成26年度改定)に基づく設定としています。</p>

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
62	17	第4章 1 ⑤	埋立容量	<p>埋立容量が“想定”となっていますが、公告時には設計条件として確定するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>仮に設計容量が確定されず、その後容量を変更した場合、元々変更することが前提であるとの理由により、変更協議に応じていただけない可能性が考えられます。</p>	<p>本市では、第4章16の埋立対象物 109,226tを10年間で処理できる処分場を整備予定としております。その埋立対象物を基に埋立容量を想定していません。</p> <p>第4章1⑥の埋立対象物 109,226 t（想定）は、（想定）ではなく確定値であるため訂正します。</p> <p>埋立容量については、全く合致しなくてもそれ以上であれば概ね合致した容量での提案も可能という意味で「想定」としてしています。</p>
63	17	第4章 1 ⑤	埋立容量	<p>「⑤埋立容量」において、埋立容量には、覆土分は含まないと記載されていますが、この覆土とは、即日覆土、中間覆土及び最終覆土を示すものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
64	17	第4章 1 ⑥	埋立対象物	<p>埋立対象物（埋立地内で使用する物も含む）に稚内市特有のカルシウムを多く含む物がありますでしょうか。</p> <p>現処分場パンフレットに、臭気対策設備としてフィルター材にホタテ貝殻を利用している記述がありますが、カルシウムが多い場合、浸出水システムの配管閉塞など甚大な悪影響が想定されます。</p>	<p>埋立対象物については、特にカルシウムを多く含む物はありません。</p> <p>現処分場では、事業者の提案により通気用資材としてホタテ貝殻を使用しています。</p>

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
65	17	第4章1⑥	埋立対象物	<p>一般廃棄物に「大型ごみ(家庭系ごみ)」がありますが、埋め立てるに当たって前処理が必要となるもののでしょうか。</p> <p>また、その他一般廃棄物とは、具体的には何になりますでしょうか？</p>	<p>大型ごみとは、最大の辺又は径が45センチメートル以上180センチメートル以下でかつ重量が20キログラム以上100キログラム以下のものとなります。</p> <p>前処理の必要性については、事業者の提案に委ねます。</p> <p>参考として現処分場では、木製の大型家具類を破砕機によって前処理を実施しています。</p> <p>その他一般廃棄物とは、家庭系ごみのうちの町内会等で実施する清掃活動から出るごみ、事業系のうちの海岸漂着物、施設等から出る草・笹等、不法投棄物これらについて稚内市では、その他の一般廃棄物として集計上分類しています。</p>
66	17	第4章1⑥	埋立対象物	<p>埋立対象物に対する浸出水の水質に関する目安はご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>入札説明書等にて表示します。</p>
67	18	第4章2 基本的事項 の4項目	埋立及び維持管理 のあり方	<p>表に記載された、「埋立及び維持管理のあり方」のうち「1)埋立情報の蓄積を図る」の項目ですが、受け入れ廃棄物の種類・量・おおよその位置に関する情報を蓄積していくとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
68	18	第4章 2 基本的事項 の5項目	環境・循環型社会 形成に対する考え 方	表に記載された、「環境・循環型社会形成に対する考え方」のうち、「4)埋立対象物内の未利用資源等の有効活用等」とありますが、稚内市では現在資源物は分別回収されていますので、この未利用資源等とは「どのような物」で「どれくらいの量」を想定されているのでしょうか。また、当該未利用資源等が有価物であると判断された場合、所有権の所在をご教示下さい。	本市では資源物の分別回収しているが、埋立廃棄物の中に資源物が混入される場合があるため、埋立対象物のうち資源として活用できるものをご提案いただきたいと考えています。 量としては、参考として金属で売却量として年間80t程度となっています。 埋立対象物の所有権は、本市にあります。が、附帯事業の内容を勘案して対象となる未利用資源の所有権は事業者となります。
69	18	第4章 2	環境・循環型社会 形成に対する考え 方	表中、右列「基本方針」の最下段「4)埋立対象物内の未利用資源等の有効活用等による埋立量の減量化を測る。」とありますが、未利用資源の活用のための設備等の設置も本事業の範囲内と理解してよろしいのでしょうか。また未利用資源の売却による得られた収入は、P3第1章(10)③に示す附帯事業による事業者の収入とみなしてよろしいのでしょうか。	未利用資源を活用した附帯事業は、事業者が自らの責任と費用で実施する事業であることから、設備は、本事業の範囲外となります。 ただし、未利用資源の売却収入は、事業者の収入となります。
70	21	第7章 2 (1)	国庫補助金等の取 り扱い	補助金が受給できないリスクは市の負担との理解で宜しいのでしょうか。	リスク分担表 11 に示すとおり、事業者の事由による場合は、事業者のリスク負担となります。
71	21	第7章 2 (2)	建設段階における 建設費の一部支払 い	「建設費の一部について、設計・施工期間に建設一部払金として業者に支払う」と記載されていますが、いつ頃、いくら程度支払われる予定かご教示ください。	平成32年度の最終年度を除いては、各年度末の竣工に係る検査の完了後に出来高に応じた金額の支払いを予定しています。 支払金額については、事業者の提案する内容及び金額により算出するため、具体的に提示できませんが、

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
					建設費のうち国庫補助金及び一般廃棄物処理事業債の起債相当分となります。詳細については、入札説明書等に表示します。
72	28～29	資料2 リスク分担表	リスク分担表全般	<p>リスク分担表において、「○は主分担」と記載されていますが、項目によって○が示す意味が“全てのリスクを負担する場合”と“ある割合を負担する場合”の意味が混ざっていると思われます。</p> <p>全て負担する場合と、貴市と事業者で分担して負担する場合に分けてご教示下さい。また、分担表にも明記願います。</p>	入札説明書等に表示します。
73	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	入札説明書リスク	入札説明書リスクとありますが、「入札説明書等リスク」という理解でよろしいでしょうか。	指摘のとおり「入札説明書等リスク」に訂正いたします。
74	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	社会リスク	社会リスクのうち環境保全について、市が負担するものの記載がありません。市の帰責事由による事故等により第三者に損害を与えた場合は、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
75	28	資料2 1	社会リスク	「社会リスク」の「周辺住民等への対応」で、契約時点において、周辺地域の住民の皆様の調査・建設に係る合意は得られていると理解してよろしいでしょうか。	合意は得られていません。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
76	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	制度関連リスク	制度関連リスクのうち政治について、「政策方針の変更による操業の中止、費用の増大に関するもの」は貴市のご負担と記載されていますが、議決が得られない場合も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
77	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	制度関連リスク	制度関連リスクのうち許認可取得について、市が分担するものの記載がありません。市で実施する手続き等もある(4ページ)ことから、これらに関する遅延リスクもあると考えますが、それらは市の負担と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
78	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	制度関連リスク	「制度関連リスク」の「法制度(税制度含)」では「9 上記以外の法制度の新設・変更に関するもの」は事業者の主負担となっておりますが、本事業に影響を及ぼすものと、そうでないものとの具体的な法の区分が明確となっております。明確にすることは可能でしょうか。	<p>本事業の施設整備、運営・維持管理を実施するにあたっては、多岐に渡る法制度が直接・間接的に関連していることから、法制度を限定することはできません。</p> <p>なお、リスク分担表8については、分担を明確にするため「・・・本事業の施設整備、運営・維持管理に影響を及ぼす・・・」部分を「・・・本事業の施設整備、運営・維持管理に直接影響を及ぼす・・・」に変更させていただきます。</p>

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
79	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	マーケットリスク	マーケットリスクのうち物価変動について、事業者の経費増減とありますが、ここに「経費」とは工事費や運営維持費等を含めた事業費用全体のことであると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
80	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	マーケットリスク	マーケットリスクのうち物価変動について、物価スライドとして、単品スライド・全体スライド・インフレスライドの物価変動公共工事標準請負契約約款に規定される各条項を網羅しているのでしょうか。	入札説明書等で表示します。
81	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	マーケットリスク	マーケットリスクのうち物価変動について、事業者および市の負担比率をご教示下さい。 例) 全体：1.5%足切り、単品：1.0%足切り、インフレ1.0%足切りなど。	入札説明書等で表示します。
82	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	マーケットリスク	マーケットリスクのうち物価変動について、入札時からの変動を考慮すると考えて宜しいでしょうか。	入札説明書等で表示します。
83	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	マーケットリスク	「一定の範囲内物価変動に伴う事業者の経費の増減によるもの」は事業者負担となっていますが、「一定の範囲内物価変動」とはどの程度を想定されているのかご教示ください。	入札説明書等にて表示します。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
84	28	資料2 リスク分担表 1 共通事項	不可抗力リスク	主分担が貴市となっておりますが、事業者も従分担として負担する場合がありますでしょうか。	本市の分担となりますが、不可抗力時の対応に事業者が義務を怠るなどして損害が増大した場合は事業者がリスクを負担する場合があります。
85	29	資料2 リスク分担表 3 建設段階	工事遅延	工事遅延について、30・31に記載のリスクの内容が測量・調査に限定していますが理由をご教示下さい。	建設工事の遅延による開場の遅れは事業者のリスクとなります。
86	29	資料2 リスク分担表 4 運営・維持管理段階	施設瑕疵	瑕疵対応については重大なもの（10年）を除き、2年との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等にて表示します。
87	29	資料2 リスク分担表 4 運営・維持管理段階	施設・設備損傷	警備不備等による第三者の行為に起因するリスク負担が事業者になっていますが、警備の不備とは善管注意義務の範囲という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
88	29	資料2 リスク分担表 4 運営・維持管理段階	土壌汚染	施設が要求水準通りであるにも関わらず土壌汚染が発生した場合は、市負担との理解で宜しいでしょうか。	事業者の責めに帰さないことが合理的に認められる場合には市の負担となります。 運営・維持管理上による土壌汚染も考えられるため施設のみが要求水準を満たしていれば良いとは言えません。

No.	ページ	項目番号	項目	質問事項	回答
89	29	資料2 リスク分担表 4 運営・維持管理段階	土壌汚染	「運営・維持管理リスク」の「土壌汚染」では「42 本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの」とありますが、本事業開始前の行為を起因とした土壌汚染（自然由来を含む）に関するものは含まないと考えてよろしいでしょうか。	本事業開始前の土壌汚染は含みません。